

国空推第18号

国空航第72号

平成21年4月24日

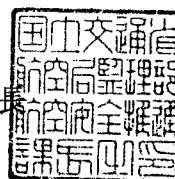
スカイネットアジア航空株式会社

取締役 福永 叡二 殿

国土交通省航空局

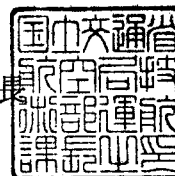
監理部航空安全推進課長

河田 守弘



技術部運航課長

富田 博明



運航乗務員等の不適切な行為について（嚴重注意）

貴社からの報告によれば、先に嚴重注意を行った平成19年9月20日の貴社58便着陸中のビデオ撮影以外に、貴社便の離着陸時に運航乗務員により3件のビデオ撮影が行われていたことが判明した。

当該行為は、航空法第73条の3（安全阻害行為等の禁止等）に違反する行為である。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為が度重ねて行われたことは誠に遺憾である。

これら事案については、本日、その原因及び背景並びに再発防止対策の報告を受けたところであるが、同種事案の再発防止のため、報告にある再発防止対策を徹底されたい。